

生活のきまり

次に掲げたことは、本校生徒として守るよう努力を続けてもらいたい最低の生活基準である。

I 一般的事項

1. 届出，許可願は，別に示した一覧表通りの手続きをへる。
2. 正当な理由なく遅刻，早退，欠課，欠席をしない。
3. 早退，欠課及び外出する場合は，事前に担任の先生に届け出る。
4. 欠席の場合は事前に担任に届け出る。
1週間以上にわたる病気欠席には医師の診断書を添える。なお次の日数以内の忌引は欠席扱いとしない。
父母…………… 5日
兄弟姉妹，祖父母…………… 3日
叔伯父母，曾祖父母…………… 1日
5. 授業が開始してからの入退室は担当の先生に申し出て，その指示にしたがう。
6. 公欠の場合は，公欠取扱票に記入して届け出る。
7. 教科担当不在の時は，他の先生の指示を受ける。
8. 授業終了後，用事のない生徒はすみやかに下校する。下校門限は，17：00，特別延長が許可された場合は18：30とする。
9. 自転車通学は，自転車通学許可願を提出し，ステッカーを貼り，所定の場所に駐輪すること。単車，自動車による通学は許可しない。
10. 運転免許証取得については，原則としては，禁止である。特別の事情のある場合は学校長の許可を得ること。特に単車については三ない運動「とらない，のらない，買わない」に協力すること。
11. 頭髪に関しては自然な状態を基本とし，染色，脱色，パーマ等はこれを禁ずる。
12. 部活動等で休日，早朝，下校門限以後に活動したい時は前もって届け出る。なお休日等に活動するときは顧問等の付添を必要とする。
13. アルバイトをする場合は，保護者と相談し，承認を得てから届け出る。
14. 諸行事に参加，又は旅行する場合は，行事参加願を提出し指導を受ける。
15. 校内の掲示，印刷物の刊行，放送については部活動関係は生徒会へ，その他は生徒指導部へ届け出る。

16. 校舎，器物を破損した場合は，直ちに担任の先生又はその管理担当の先生に申し出てその指示にしたがう。

17. 貴重品はむやみに持参しない。すべての所持品に記名するとともに自主的な管理に心がける。紛失などの事故があれば直ちに担任または生徒指導の先生に届け出る。

18. 学級運営を円滑にし，生徒会活動に参加するため，各学級では次の委員（原則として各2名）を選出し，校長が認証する。学級代表，会計，指導，図書，文化，保健，体育，進路，選挙管理（通年）の各委員と各学年で決められた修学旅行・学習・遠足委員など。

任期は前期（4月～9月），後期（10月～3月）とする。

19. 相談室は昼休みに開設されている。両親，友人，だれにも言いにくく困っているようなことがあれば利用すること。

II 通学時の服装などについて

1. 標準服は式典，行事，考査等，学校が指定する時には必ず着用すること。

2. 標準服以外の服装を着用する場合は，社会通念上通学服として適当なものを選び，華美にならないように心掛けるとともに高校生としての品位を保つようにつとめる。なお品位に欠けるものとして露出度の高い服装，サンダルなどの軽装は厳にこれを禁じる。

3. 他校の制服又は団体の利益誘導になるような服装は着用しない。

4. 校内では指定の上履を使用する。